

さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市（水道局を除く。）が発注する建設工事並びに工事に伴う設計、調査及び測量の業務（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札における入札参加資格の確認を入札後に行う型式（以下「事後審査型」という。）の手続について、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 事後審査型により入札を行う建設工事等は、原則として、次の各号に掲げる請負契約を締結しようとする場合を除くものとする。

- 1 設計金額1千万円未満の建設工事等の請負契約
- 2 さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定。以下「試行要綱」という。）第3条第1項第1号及び第2号に規定する型式による建設工事の請負契約
- 3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける建設工事等

(告示)

第3条 事後審査型により行う一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の告示には、入札参加資格、入札参加資格の確認方法、その他必要と認める事項を掲載するものとする。

(電子入札システムによる入札参加)

第4条 埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）において事後審査型一般入札に参加しようとする入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

- 2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(落札候補者の決定)

第5条 事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者または試行要綱第9条の2第1号及び第2号で算出された評価値が同一となる第一順位者（試行要綱第9条の2第3号本文に規定する第一順位者を含む。）（以下「最低価格入札者等」という。）を落札候補者とし、次条の入札参加資格の確認を終了するまで落札を保留する。

- 2 前項の最低価格入札者等は、次の者とする。

- (1) 最低制限価格を定めている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者

- (2) 調査基準価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の価格で入札した者（さいたま市建設工事低入札取扱要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた者を含む。）

（入札参加資格の確認申請等）

第6条 事後審査型一般競争入札に参加した者のうち、落札候補者となった者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後3時まで、さいたま市建設工事等契約事務取扱要綱（平成18年さいたま市制定）第9条に規定する書類を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 市長は、入札参加資格の有無について確認をした結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合には、落札候補者の行った入札を無効とし、新たな落札候補者を決定し、前項の規定と同様の手続を行うものとする。

3 落札候補者が第1項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格審査のために必要な指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

4 市長は、前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると認めるときは、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に係る措置を講ずるものとする。

（落札者の決定等）

第7条 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に行うこととし、落札候補者が入札参加資格を有すると確認した日をもって落札を決定するものとする。

（落札者への通知）

第8条 市長は、第6条に基づく審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札の場合の落札決定通知は、一般競争入札参加資格等確認結果通知書兼落札者決定通知書（様式第1号）により、落札候補者に通知するものとする。

2 落札候補者を落札者としなかった場合には、一般競争入札参加資格等確認結果通知書（様式第2号）により、落札候補者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年７月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成３１年１月１５日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

一般競争入札参加資格等確認結果通知書兼落札者決定通知書

先に入札のあった下記工事（業務）の一般競争入札参加資格等確認申請について、入札参加資格があると確認され、併せて落札者と決定したので通知します。

記

- 1 公告年月日
- 2 工事（業務）名
- 3 工事（業務）場所
- 4 入札の場所及び日時
 - （1）入札場所
 - （2）日 時
- 5 契約保証金の取扱い

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

一般競争入札参加資格等の確認結果通知書

先に入札のあった下記工事（業務）の一般競争入札参加資格等確認申請について、入札参加資格がないと確認されたので通知します。

記

1 公告年月日

2 工事（業務）名

3 工事（業務）場所

4 入札の場所及び日時

（1） 入札場所

（2） 日 時

5 入札参加資格がないと認めた理由